

平成31年3月15日
(一財)マルチメディア振興センター

Lアラートサービス利用規約の改正案(抜粋資料)

1. 改正理由と改正内容

Lアラートサービス利用規約の改正事項の通り。(別添1)

2. 改正予定日

平成31年〇〇月〇〇日

3. 施行予定日

平成31年〇〇月〇〇日

4. 修正対象と修正内容(新設細則、同意書を含む)

- ・Lアラートサービス利用規約(案)(別添2)
- ・Lアラートサービス利用資格に関する細則(一般情報伝達者)(案)(別添3)
- ・同意書(一次審査)(案)(別添4)
- ・同意書(二次審査)(案)(別添5)
- ・一次審査資料(雛形)(案)(別添6)

Lアラートサービス利用規約の改正事項

	改正理由	対処方法	現行文	改正文
1.	一般情報伝達者の多様化が進んでいるが、これまで <u>審査内容を明示しているものはなかった。</u>	「一般情報伝達者」への審査内容を追記する。また、細則として定めるものとする。	無し。	規約第1条(サービス規約の適用)第2項へ細則を追加する。 (10) Lアラート サービス利用資格審査(一般情報伝達者編)に関する細則(CMNS-A20-012)
2.	第11条では、本サービスの利用資格審査を記載しているが、申込時の審査基準についての記載がなかった。 また、 <u>一般情報伝達者への資格審査内容を明確にする必要が生じた。</u>	利用資格審査に、別紙4のLアラートサービス利用資格審査基準に基づくことを明記する。 また、一般情報伝達者については細則に基づく資格審査を実施する旨、明記する。	第11条(本サービスの利用資格審査) 財団は、サービス利用申込者が選択したサービス利用者等の種別(情報発信者、特定情報伝達者、一般情報伝達者、特別利用者又は協力事業者のいずれか)に従い、財団はその所定の利用申込書又は第14条の2に定める利用継続申込書の別紙「Lアラートサービス 利用資格審査基準」に基づく書面審査を行うほか、一般情報伝達者、特別利用者及び協力事業者については、対面審査を実施するものとします。	第11条(本サービスの利用資格審査) 財団は、サービス利用申込者が選択したサービス利用者等の種別(情報発信者、特定情報伝達者、一般情報伝達者、特別利用者又は協力事業者のいずれか)に従い、財団はその所定の利用申込書又は第14条の2に定める利用継続申込書と別紙4「Lアラートサービス 利用資格審査基準」に基づく書面審査を行うほか、 特別利用者及び協力事業者については対面審査を、一般情報伝達者については第1条第2項第10号の細則に基づく資格審査及び対面審査を実施するものとします。

	改正理由	対処方法	現行文	改正文
3.	「一般情報伝達者」への審査内容を追記する。その際、 <u>細則として定めるもの</u> とし、細かな改定への対応は細則での対応とする。(NO.1 より)	細則を追加する。 ・Lアラート サービス利用資格審査(一般情報伝達者編)に関する細則	無し	Lアラート サービス利用資格審査(一般情報伝達者編)に関する細則(別添3)にする。
4.	「一般情報伝達者」への一次審査の際、 <u>サービス利用規約・審査基準の理解と遵守する意思を確認する必要がある。</u>	「一般情報伝達者」への一次審査の際、資料の他に同意書を提示していただく。 Lアラート サービス利用資格審査(一般情報伝達者編)に関する細則第2条による。	無し	同意書(一次審査)(別添4)にする。
5.	「一般情報伝達者」への二次審査の際、 <u>情報伝達者の責務(伝達手段の所有と情報内容をそこなわないこと)</u> を履行する旨の意思を確認する必要がある。	「一般情報伝達者」への二次審査の際、資料の他に同意書を提示していただく。 Lアラート サービス利用資格審査(一般情報伝達者編)に関する細則第4条による。	無し	同意書(二次審査)(別添5)にする。